

上越市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年6月15日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 宮崎朋子

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 牧区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 使用料等の収入事務等は適正か。  
委託料等の契約事務等は適正か。  
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和8年4月1日～6月5日

7 監査の結果 調査の範囲内において、次の事項について改善の必要があると認められた。

(1) 指摘事項 1件

被監査課等	内容
<p>牧区総務・地域 振興グループ</p>	<p>○牧区総合事務所管理費 ○牧コミュニティプラザ管理運営費</p> <p>牧区総合事務所管理費及び牧コミュニティプラザ管理運営費における検収事務等の不備については、過去3回（平成28年度、令和元年度、令和4年度）の定期監査においても注意事項としており、特に前回の監査では「再三の注意となることを充分認識し、総合事務所として現状の不適切な事務引継ぎ体制の改善に徹底して取り組み、同様の不備が再発することのないよう改められたい。」と強く言及したにもかかわらず、今回の監査対象であった令和6年度でも報告書の受領から10日以上経過して検収していたものや、検収日及び請求日が報告書の決裁日前となっていたものが散見され、改善がみられなかった。このことは、組織として適正な事務の履行に対する認識が不十分であり、事務執行の基本をおろそかにしていると言わざるを得ない。</p> <p>については、総合事務所として、このような不適正な事務が漫然と繰り返されている要因を今一度精査するとともに、改善に徹底して取り組み、同様の不備が再発することのないよう改められたい。</p>

(2) 注意事項 16件

- ① 収入事務に関する事 2件
- ② 契約事務に関する事 7件
- ③ 検収事務に関する事 5件
- ④ 支出事務に関する事 1件
- ⑤ 契約・検収事務に関する事 1件

(3) 要望事項 1件

- ・業務完了報告書の提出にかかる仕様書の見直しについて